

# 小児医療提供体制検討特別委員会

## 目 次

### 小 児 医 療 提 供 体 制 の 確 保 に つ い て

- I. は じ め に
- II. 第6次広島県保健医療計画小児医療対策
- III. 小児医療に係る医療連携体制を担う  
医療機関の公表について

# 小児医療提供体制検討特別委員会

(平成 24 年度)

## 小児医療提供体制の確保について

広島県地域保健対策協議会 小児医療提供体制検討特別委員会

委員長 小林 正夫

### I. はじめに

広島県の小児医療体制において、一部の地域（圏域）において 24 時間 365 日の小児救急医療が受けられないなど、県民に対して十分な小児医療が提供できているとは言えない現状がある。また、平成 22 年の医師数調査において、広島県で小児科を標榜する医師数は 15 歳未満の小児人口 1,000 人あたりでは全国平均をやや下回っている。

このため、小児医療に係る相談支援体制の充実や、かかりつけ医の確保、高度な小児医療・小児救急医療との連携体制の強化とともに、療育・療養施設と連携した支援体制の構築が必要となっている。

こうした中、県の長期計画である「第 6 次広島県保健医療計画」（平成 25 年度—平成 29 年度）の策定のため、本委員会において、小児医療対策の内容について協議し、本県の小児医療の現状と課題や、今後の施策の方向性についての検討を行った。

なお、本計画は、「ひろしま未来チャレンジビジョン」に掲げる「安心な暮らしづくり」の具体化に向けて、県内各地域に必要な保健医療の提供体制を確保するための計画であり、医療法第 30 条の 4 に基づき、都道府県ごとに定めることとされている医療計画として策定されるものである。

また、この医療計画制度では、必要な医療機能を担う医療機関・施設の名称を住民や患者に分かりやすく公表することとなっていることから、小児医療に係る医療連携体制を担う医療機関を、県のホームページ上で公表するための検討も併せて行った。

### II. 第 6 次広島県保健医療計画 小児医療対策

#### 1 現状

各種統計調査などの指標を用い、県内の小児医療の現状を表す。

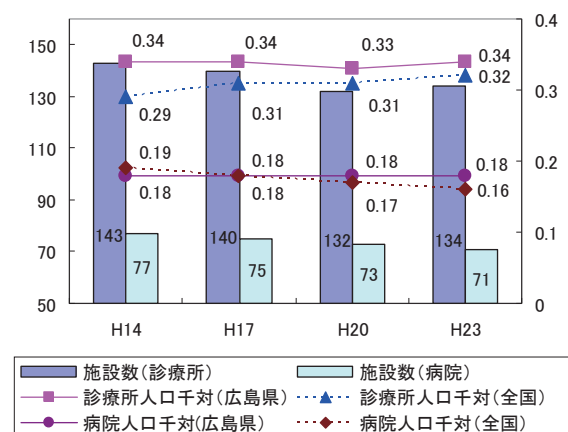
#### (小児人口（15 歳未満人口）)

県内の小児人口は、平成 18（2006）年の 404 千人から、平成 24（2012）年は 390 千人と減少が続いているが、人口割合でみると、平成 24（2012）年では 13.71% を占め、全国で高い方から 12 番目の水準にある。広島、広島中央、福山・府中の各圏域では、小児人口の人口に占める割合が 14% 超となり、全国平均を上回っている。

#### (一般小児医療を担う診療所・病院数)

本県の小児科を標榜する診療所の数は減少傾向にあるが、小児人口 1,000 人あたりの施設数には大きな変化はない。

また、一般小児医療を担う病院の数についても同様に施設数は減少しているが、同様に小児人口 1,000 人あたりの施設数は変わらず、平成 23 年時点では 0.18 と、全国平均の 0.16 を上回っている（図 1）。



資料：厚生労働省「医療施設調査」（各年）

図 1 小児医療施設数の推移

#### (小児科医師数)

本県の小児科医師数はほぼ横ばいで推移しているが、病院勤務の小児科医師数は平成 12 年に比し、20 名減少している（表 1）。

表 1 主たる診療科が小児科の医師数の推移（単位：人）

| 区 分 | 平成 12 年<br>(2000) | 平成 14 年<br>(2002) | 平成 16 年<br>(2004) | 平成 18 年<br>(2006) | 平成 20 年<br>(2008) | 平成 22 年<br>(2010) | 増減<br>(H22－H12) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 医師数 | 341               | 345               | 349               | 336               | 332               | 346               | 5               |
| 病 院 | 189               | 188               | 180               | 166               | 169               | 169               | ▲ 20            |
| 診療所 | 152               | 157               | 169               | 170               | 163               | 177               | 25              |

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

表 2 小児医療にかかる医師数（単位：人）

| 区分  | 小児科標榜診療所に<br>勤務する医師数（常勤換算） |         | 小児医療にかかる<br>病院勤務医数（常勤換算） |         |
|-----|----------------------------|---------|--------------------------|---------|
|     | 人数                         | 小児人口千人対 | 人数                       | 小児人口千人対 |
| 広島県 | 561.9                      | 1.41    | 187.6                    | 0.47    |
| 全国  | 28,863.4                   | 1.67    | 9,440.1                  | 0.55    |

資料：厚生労働省「医療施設調査」（平成 20（2008）年度）

また、小児科を標榜する診療所や病院の数は全国平均を上回っているが、小児人口千人あたりの小児科標榜診療所に勤務する医師および小児医療にかかる病院勤務医の数は、ともに全国平均を下回っている（表 2）。

#### （死亡率など）

本県は、平成 23（2011）年度の調査では、乳児（1 歳未満）死亡率は 2.1（全国平均 2.3）、幼児（5 歳未満）死亡率は 0.66（全国平均 0.68）、小児（15 歳未満）の死亡率は 0.28（全国平均 0.30）と、すべての指標で全国平均を下回っている。

#### （小児救急医療電話相談）

本県では、患者の保護者からの電話相談に適切に対応することによって、休日夜間の軽度小児救急患者の不安などを軽減するとともに、初期および二次救急病院への不要な受診を抑制し、小児救急を受診する患者の減少と小児科医の負担軽減を図ることを目的として、平成 14（2002）年度から全国に先駆けて、小児救急医療電話相談事業（#8000）を実施している。相談件数は、事業開始年度から増加し続け、平成 23（2011）年度の相談件数は 6,469 件となっている。

また、平成 24（2012）年度からは、相談受付時間をこれまでの 19 時～22 時から 19 時～翌朝 8 時まで延長した。

#### （重症心身障害児）

医療ケアを必要とする重症心身障害児については、病院における適切な看護の確保、施設（療養介護）への入所ニーズや、自宅で生活を希望する場合の家族の日常のケアからの一時的な開放（レスパイト・ケア）を支援するための短期入所（医療型）のニーズに対応した療養体制の充実が求められている。

### 2 医療連携体制の圏域

小児救急医療体制が概ね整う圏域は、広島、広島西、呉、広島中央、尾三、福山・府中、備北の 7 つの圏域であり、各圏域の現状は以下のとおり。

#### （圏域ごとの現状など）

広島圏域：人口ならびに人口に占める小児人口の割合も 14.46%と、本県で最も高い圏域であるが、小児人口あたりの小児科医師数は少なく、また、圏域の面積が広いと、医師などの数は南部に集中するなど、地域によって偏りがある。総合周産期母子医療センターを中心に NICU を有する病院、高度・先進医療、高度救急救命医を提供する病院を配置し、県内の小児、新生児医療の中心的役割を担っている。

広島西圏域：小児人口あたりの小児医療に係る病院勤務医師数は 0.71 人と、県内で最も高い割合であるが、一般小児医療を担う医師は少なく、休日や夜間の救急患者は、他圏域や他県の病院で受診する傾向にある。

呉圏域：小児人口あたりの小児科標榜診療所に勤務する医師数の割合は2.40人と、県内で唯一全国平均の1.67人を上回っているが、小児人口あたりの小児医療に係る病院勤務医数は0.30人と、県内で最も低い割合となっている。医師の高齢化などにより小児科標榜診療所が減少すると、小児救急医療体制の維持が困難になってくる恐れがある。

広島中央圏域：人口に占める小児人口の割合が高く、今後も人口増加が見込まれるが、小児人口あたりの小児科医師数は少なく、24時間365日の小児二次救急医療体制は完全には構築できていない。また、沿岸部では医療機関が少なく、圏域内および隣接医療圏との連携を強化していく必要がある。

尾三圏域：小児人口あたりのNICUの病床数（診療報酬施設基準の届出をしている病床数）が多く、他圏域からの患者も受け入れて機能している。診療所小児科医の高齢化が進んでおり、小児救急医療体制の維持・確保が課題となっている。

福山・府中圏域：人口に占める小児人口の割合が高い圏域であるが、小児人口あたりの小児科医は少なく、これまで4病院による輪番制で実施していた小児二次救急医療体制が、小児科医の不足などにより空白日が発生するなど、小児二次救急医療体制の維持・確保が困難な状況にある。長期的には小児救急医療の拠点病院化など、小児救急医療体制を安定的に維持・確保するための体制の構築を図る必要がある。

備北圏域：広大な面積を有しながら、小児科医療機関が少ないため、小児初期救急医療体制の構築が困難となっており、小児救急患者が二次救急医療機関に集中している。また、近隣県と他圏域からの患者が多く流入する傾向にある。

### 3 課 題

把握した指標を基に、県内の小児医療の課題を抽出する。

#### ① 医師数

広島県の小児科医師数はほぼ横ばいで推移しているものの、病院勤務の医師数は減少している。また、

小児人口あたりの医師数は全国平均を下回り、高齢化などによる診療所医師数の減少から、小児救急医療体制の維持が困難になっている圏域がある。今後の小児科医師の確保と勤務環境の改善は重要な課題である。

近年、小児科における女性医師の割合は急増していることから、不足している保育施設の確保など、出産・子育て世代の医師に対する勤務状況に対応できる体制整備が必要である。

#### ② 小児救急医療体制

小児救急患者の時間帯別受診状況をみると、平日では夕刻から深夜帯にかけて増加傾向にある。また、土・日・休日での患者数は増加しており、小児救急患者はいわゆる時間外受診者が多いことが指摘されている。また、小児の入院救急医療機関（二次救急医療機関）を訪れる患者数のうち、9割以上が軽症患者というデータもあり、それが夜間休日の診療に当たる病院小児科医の過重労働を引き起こし、小児科医が疲弊する要因となっている。その結果が小児科医師数不足をもたらし、地域によって24時間365日の小児救急医療体制の確保が困難な状態となっている。

#### ③ 小児救急医療電話相談

近年の電話相談利用者の増加により、時間帯によっては非常に電話がつながりにくくなっており、電話がつながらないため電話相談を諦め、すぐに救急受診する保護者が多く存在していると考えられる。

#### ④ 重症心身障害児の療養体制

広島県においては重症心身障害児に対する療養施設が十分でないことが指摘されている。また、新生児医療、先進医療の進歩に伴った重症心身障害児増加への対応は重要な課題である。病院、療養施設における適切な看護の確保および療養介護のサービス量の充実を図るとともに、在宅での支援のため、適切な地域医療の提供や医療型の短期入所のサービス量の充実が必要である。

### 4 めざす姿

本県の小児医療のめざす姿を「医療機関、医師などの医療従事者、県、市町などが連携して小児医療提供体制を構築し、すべての子どもが、必要なとき

表3 広島県の小児医療の数値目標

| 指標など                              | 目標の考え方                                                 | 現状値                                                      | 目標値                                                               | 指標の出典           |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 二次救急医療体制                          | すべての二次医療保健圏域で24時間365日小児救急医療体制を整備します。                   | 〔H24〕5地区                                                 | 〔H29〕7地区                                                          | 県健康福祉局調べ        |
| 小児科標榜診療所に勤務する医師数および小児医療にかかる病院勤務医数 | 人口あたりの小児科標榜診療所に勤務する医師数および小児医療にかかる病院勤務医の数を全国平均まで増加させます。 | 〔H20〕<br>病院 0.47人<br>診療所 1.41人<br>(小児人口千人対)              | 〔H26〕<br>病院 0.55人<br>診療所 1.67人<br>(小児人口千人対)                       | 厚生労働省「医療施設調査」   |
| 死亡率など                             | 乳児死亡率、幼児死亡率、小児死亡率の各指標について、常に全国平均以下にします。                | 〔H23〕<br>乳児死亡率 2.1<br>幼児死亡率 0.66<br>小児死亡率 0.28<br>(人口千対) | 常に全国を下回る<br>(参考)〔H23 全国〕<br>乳児死亡率 2.3<br>幼児死亡率 0.68<br>小児死亡率 0.30 | 厚生労働省「人口動態統計調査」 |

に適切な医療を受けられる体制が整っている」とし、医療提供体制の課題を解決するに当たっての数値目標を以下のとおり定めた(表3)。

## 5 施策の方向

数値目標の達成および各医療機能がより発揮されるために行うべき施策の方向性について検討し、以下の各項目について重点的に実施していくこととした。

### ① 小児救急医療体制

#### (初期小児救急医療体制の強化)

在宅当番医制や休日夜間急患センターの体制の充実を図るなど、地域の実情に応じた小児救急医療体制を確保する。また、救急対応を経験していない小児科医や内科医などを対象とした、小児の初期救急についての対応ができるよう基本的な知識、技術を習得するための研修を実施するなど、地域の初期小児救急医療体制の強化を図る。

#### (二次救急医療体制の充実と三次救急医療との連携強化)

「小児救急医療支援事業」や「小児救急医療拠点病院運営事業」により市町や医療機関の取組を支援するとともに、大学・医療機関などと連携しながら、地域の二次救急医療体制を確保する。

事業の実施に当たっては、地域の中核的病院を中心とした在宅当番医制や病院の小児科機能の集約による拠点病院化など、地域の実態に即した新たな実施方策についても検討を進めるとともに、具体化に

向けた関係機関との積極的な協議を行う。

三次小児救急医療体制については、PICU(小児集中治療室)の整備に対して助成を行い、より高度で専門的な医療を提供できる体制を整備するとともに、緊急時のヘリコプター搬送体制の充実を図る。

また、平成22(2010)年の人口動態統計調査(厚生労働省)によると、小児の死因では、不慮の事故によるものが全体の死亡数の約13%と高い割合を占めていることから、消防機関、医師会、関係医療機関と連携し、「傷病者の搬送および受入れの実施に関する基準」に基づき、より適切で円滑な救急搬送および搬送受入を推進する。

県境に接する圏域では、隣接県との県境を越えた小児救急医療に関する円滑な患者搬送のため、相互の支援に向けた検討を行う。

### ② 小児科医の確保と人材育成

広島県地域保健医療推進機構を中心とした医師確保対策を総合的かつ機動的に実施し、勤務医師を中心とした小児科医師の確保や県内定着などを図る。

また、小児科医は女性医師の割合が高いことから、相談体制や短時間勤務制度などの就業環境を整え、就業継続や定着を図るとともに、未就業女性医師の就業を促進する。県内の小児科医師に対する研究や研修についての支援を充実するなど、小児医療技術の向上を図る。

大学と連携して、大学医学部地域枠により、将来、県内で医療に従事する医師を養成するとともに、広島大学医学部寄附講座「地域医療システム学講座」や、岡山大学医学部寄付講座「小児急性疾患学講座」

により，地域で小児医療を担う医師を育成する。

### ③ 情報提供と啓発

小児の病気や事故に関する予防についての必要な知識・技術や，急病時の対応にかかる適正な受療行動などについて普及・啓発を行う。

### ④ 小児救急医療電話相談事業

電話のつながりにくさを解消するため，確保すべき電話回線の適正数を検討する。また，相談時間の更なる拡大など，電話相談事業の充実・強化につい

て検討するとともに，県民への周知・広報を積極的に行い，初期および二次救急病院への不要な受診を抑制し，小児救急を受診する患者の減少と小児科医の負担軽減を図る。

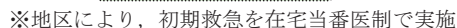
### ⑤ 重症心身障害児の療養体制

重症心身障害児の受け入れ施設，病床数の増加を図るとともに，病院における適切な看護の確保とともに，療養介護および医療型短期入所などの必要見込量の確保に努める。

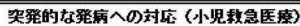
【小児医療対策に求められる医療機能】

|                | 【相談支援など】                                                                                                                                                                                                                             | ●救急電話相談など<br>初期の支援機能                                                         | ●一般小児医療<br>(初期小児救急医療を除く)                                                                                                       | ●初期小児救急                                                                                                                                                                                   | ●小児専門医療                                                                                                                                                                                    | ●入院を要する小児救急医療                                                                                                                                                                                                                                             | 【地域を対象とした小児中核病院】                                                                                                                                                                                                     | 【全県を対象とした小児中核病院】                                                                                                                                                      |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機能             | ●健康相談などの支援機能                                                                                                                                                                                                                         | ●子供の急病時の対応などを支援すること<br>●不慮の事故などの救急の対応が必要な場合に、救急蘇生法などを実施できること                 | ●地域に必要な一般小児医療を実施すること<br>●生活の場（施設を含む）での療養・療育が必要で小児に対し支援を実施すること                                                                  | ●初期小児救急を実施すること                                                                                                                                                                            | ●一般の小児医療を行う機関では対応が困難な患者に対する医療を実施すること<br>●小児専門医療を実施すること                                                                                                                                     | ●入院を要する小児救急医療を24時間体制で実施すること<br>●小児の救命救急医療を24時間体制で実施すること                                                                                                                                                                                                   | ●高度な小児専門医療                                                                                                                                                                                                           | ●小児の救命救急医療を24時間体制で実施すること                                                                                                                                              |
| ポイント           | ●慢性疾患の診療や心の診療が必要な児童およびその家族に対し、地域の医療資源、福祉サービスなどについて情報を提供すること<br>●発達障害児に対する早期発見・療育を充実すること<br>●一般的な小児の病気の病気などに関する予防について普及啓発を実施すること                                                                                                      |                                                                              |                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                           | ●地域を対象とした小児中核病院では対応が困難な患者に対する高度な専門医療を実施すること<br>●小児の救命救急医療を24時間体制で実施すること                                                                                                                                              | ●小児の救命救急医療を24時間体制で実施すること                                                                                                                                              |
| 医療機関など         | 家族など行政機関                                                                                                                                                                                                                             | 家族など消防機関など行政機関                                                               | 小児科標榜医療機関<br>訪問看護ステーション                                                                                                        | 小児科標榜医療機関<br>休日夜間緊急センター<br>在宅当番医                                                                                                                                                          | 小児科標榜医療機関（特定分野の小児医療提供機関）                                                                                                                                                                   | 小児救急医療拠点病院<br>小児救急医療支援事業参加病院                                                                                                                                                                                                                              | 小児科標榜医療機関<br>(高度専門分野の小児医療機関)                                                                                                                                                                                         | 救命救急センター                                                                                                                                                              |
| 医療機関などに求められる事項 | (家族など周囲にいる者)<br>①必要に応じ電話相談事業などを活用すること<br>②小児の病気に関する予防について、必要な知識を習得すること<br>③不慮の事故の原因となるリスクを可能な限り取り除くこと                                                                                                                                | (家族など周囲にいる者)<br>①救急蘇生法などの適切な処置を実施すること<br>②救急蘇生法や不慮の事故予防に必要な知識を家族などに対し、指導すること | (消防機関など)<br>①急性期医療を担う医療機関へ速やかに搬送すること<br>②救急医療情報システムを活用し、適切な医療機関へ速やか、適切な知識を家族などに搬送すること<br>③心肺蘇生法や不慮の事故予防に必要となる知識を家族などに対し、指導すること | ①小児初期救急センター、休日夜間緊急センターなどにおいて平日昼間や夜間休日における初期小児救急医療を実施すること<br>②緊急手術や入院などを要する場合、他科の診療を必要とする疾患に備え、対応可能な医療機関と連携していること<br>③地域で小児医療に従事する診療所医師などが、病棟の開放（オープン制度）や小児初期救急センターなど、夜間休日や小児初期救急医療に参画すること | ①高度の診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療を行うこと<br>②一般小児医療を行う機関での対応が困難な患者や常時監視、治療の必要な患者などに対する入院診療を行うこと<br>③院内内外の診療科のバックアップなど、必要な連携体制を有していること<br>④小児科を標榜する診療所や一般病院などの地域医療機関と連携し、地域で求められる入院を要する小児救急医療を担うこと | ①入院を要する小児救急医療を24時間365日体制で実施可能であること（地域によっては輪番制として体制を整備すること）<br>②院内内外の診療科のバックアップなど、必要な連携体制を有していること<br>③小児科を標榜する診療所や一般病院などの地域医療機関と連携し、地域で求められる入院を要する小児救急医療を担うこと<br>④高度専門的な対応について、高度専門的な連携していること<br>⑤療養・療育支援を担う施設と連携していること<br>⑥家族に対する精神的サポートなどを含む包括的支援を実施すること | ①広範囲の臓器専門医療を含め、地域小児医療病院では対応が困難な患者に対する高度専門的な診断・検査・治療を実施すること<br>②療養・療育支援を担う施設と連携していること<br>③家族に対する精神的サポートなどを含む包括的支援を実施すること<br>④高度専門的な対応について、高度専門的な連携していること<br>⑤療養・療育支援を担う施設と連携していること<br>⑥家族に対する精神的サポートなどを含む包括的支援を実施すること | ①地域を対象とした小児中核病院からの紹介患者や救急搬送による患者を中心として、重篤な小児患者に対する救急医療を24時間365日体制で実施すること<br>②小児集中治療室（PICU）を運営することが望ましいこと<br>③療養・療育支援を担う施設と連携していること<br>④家族に対する精神的サポートなどを含む包括的支援を実施すること |
|                | (行政機関)<br>①急病時の対応などについて適正な受療行動の啓発を実施すること<br>②小児の病気に関する予防について必要な知識・技術などについて普及啓発を図る体制を確保すること<br>③慢性疾患の診療や心の診療が必要な児童およびその家族に対し、地域の医療資源、福祉サービスなどについて情報を提供すること<br>④発達障害などについて、医師をはじめとする関係者に対する研修や地域の医療資源を通じて、身近な地域での早期発見・早期療育の支援体制を整備すること | ①休日・夜間などに子供の急病などに関する相談体制を確保すること（小児救急電話相談事業）                                  |                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                       |
| 連携             |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                              |                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                       |

### 【小児二次救急医療の体制】



### 【小児医療対策の連携体制】



◎小児医療の医療体制構築に係る現状把握

【小児の相談支援など～一般小児医療～地域小児医療センター～小児中核病院の指標について】

| 病期                           | 指標名                    | 広島県     | 全国         | 二次保健医療圏比較 |        |        |        |        |        |        | 調査年             | 調査名など            | 定義                                                     |
|------------------------------|------------------------|---------|------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------|------------------|--------------------------------------------------------|
|                              |                        |         |            | 広島        | 広島西    | 呉      | 広島中央   | 尾三     | 福山・府中  | 備北     |                 |                  |                                                        |
| 相談支援                         | 小児救急電話相談の件数            | 6,469   |            | —         | —      | —      | —      | —      | —      | —      | 平成 23 年         | 都道府県調査           | 小児救急電話相談件数                                             |
| 相談支援                         | 小児救急電話相談回線数            | 1       |            | —         | —      | —      | —      | —      | —      | —      | 平成 23 年         | 都道府県調査           | 小児救急電話相談回線数                                            |
| 相談支援                         | 小児救急電話相談における深夜対応の可否    | 0       |            | —         | —      | —      | —      | —      | —      | —      | 平成 23 年         | 都道府県調査           | 小児救急電話相談における深夜対応の可否                                    |
| 相談支援<br>一般小児<br>地域小児<br>小児中核 | 小児人口                   | 390,413 | 16,778,104 | 193,805   | 18,664 | 30,801 | 31,023 | 31,553 | 73,025 | 11,542 | 平成 24 年<br>3 月末 | 住民基本台帳<br>人口     | 小児人口（15 歳未満人口）                                         |
|                              | 人口に占める割合               | 13.7    | 13.2       | 14.5      | 12.8   | 11.6   | 14.4   | 12.0   | 14.1   | 12.0   |                 |                  |                                                        |
| 相談支援<br>一般小児<br>地域小児<br>小児中核 | 出生率                    | 9.0     | 8          | 9.7       | 7.5    | 7.3    | 8.9    | 7.0    | 9.5    | 7.2    | 平成 23 年         | 人口動態調査           | 出生率（人口千対）                                              |
|                              | 乳児死亡率                  | 2.1     | 2.3        | 1.8       | 1.8    | 3.0    | 3.1    | 2.7    | 1.8    | 1.4    | 平成 23 年         | 人口動態調査           | 乳児死亡率（出生千対）                                            |
|                              | 幼児死亡率                  | 0.66    | 0.68       | 0.52      | 0.52   | 0.81   | 0.88   | 0.61   | 0.91   | 0.82   | 平成 23 年         | 人口動態調査           | （5 歳未満の死亡数／5 歳未満人口）×1000                               |
|                              | 小児（15 歳未満）の死亡率         | 0.28    | 0.30       | 0.24      | 0.16   | 0.35   | 0.38   | 0.22   | 0.35   | 0.34   | 平成 23 年         | 人口動態調査           | （15 歳未満の死亡数／15 歳未満人口）×1000                             |
| 一般小児                         | 一般小児医療を担う診療所数          | 136     | 5,381      | 72        | 8      | 14     | 6      | 12     | 22     | 2      | 平成 23 年         | 医療施設調査<br>(*2)   | 一般診療所票（7）主たる診療科目で「小児科」を標榜している施設数と単科で「小児科」を標榜している施設数の合計 |
|                              | （小児 1,000 人あたり）        | 0.35    | 0.32       | 0.37      | 0.42   | 0.45   | 0.19   | 0.37   | 0.30   | 0.17   |                 |                  |                                                        |
|                              | 一般小児医療を担う病院数           | 71      | 2,765      | 23        | 4      | 8      | 8      | 10     | 15     | 3      |                 |                  | 病院票（8）診療科目で、「小児科」を標榜している施設数                            |
|                              | （小児 1,000 人あたり）        | 0.18    | 0.16       | 0.12      | 0.21   | 0.25   | 0.26   | 0.31   | 0.20   | 0.26   |                 |                  |                                                        |
| 一般小児                         | 小児科標榜診療所に勤務する医師数       | 561.9   | 28,863.4   | 231.6     | 23.7   | 78.8   | 48.7   | 47.4   | 114.5  | 17.2   | 平成 20 年         | 医療施設調査           | 一般診療所票（8）診療科目「小児科」を標榜する施設の医師数 主たる診療科目と単科の合計数           |
|                              | （小児 1,000 人あたり）        | 1.4     | 1.7        | 1.2       | 1.2    | 2.4    | 1.5    | 1.4    | 1.5    | 1.4    |                 |                  |                                                        |
| 一般小児                         | 小児歯科を標榜する歯科診療所数        | 736     | 38,582     | —         | —      | —      | —      | —      | —      | —      | 平成 23 年         | 医療施設調査           | 歯科診療所票（7）診療科目で「小児歯科」の診療所数                              |
|                              | （小児 1,000 人あたり）        | 1.9     | 2.3        | —         | —      | —      | —      | —      | —      | —      |                 |                  |                                                        |
| 一般小児<br>地域小児<br>小児中核         | 小児医療に係る病院勤務医数          | 187.6   | 9,440.1    | 97.1      | 14.0   | 10.0   | 12.2   | 19.6   | 26.9   | 7.8    | 平成 20 年         | 医療施設調査           | 病院票（8）科目別の医師数の「小児科」、「小児外科」、「小児科と小児外科の合計」の医師数           |
|                              | （小児 1,000 人あたり）        | 0.47    | 0.55       | 0.50      | 0.71   | 0.30   | 0.38   | 0.59   | 0.36   | 0.63   |                 |                  |                                                        |
| 一般小児<br>地域小児<br>小児中核         | 小児入院管理料を算定している病院数      | 15      | 853        | 6         | 1      | 2      | 0      | 2      | 3      | 1      | 平成 24 年<br>1 月  | 診療報酬施設<br>基準（*5） | A307<br>小児入院医療管理料 1～5 の<br>届出施設数                       |
|                              | （小児 1,000 人あたり）        | 0.038   | 0.051      | 0.031     | 0.053  | 0.064  | 0.000  | 0.062  | 0.041  | 0.085  |                 |                  |                                                        |
| 一般小児<br>地域小児<br>小児中核         | 地域連携小児夜間・休日診療料の届出医療機関数 | 4       | 417        | 1         | 0      | 1      | 0      | 1      | 1      | 0      | 平成 24 年<br>1 月  | 診療報酬施設<br>基準（*5） | B001-2-2<br>地域連携小児夜間・休日診療料 1、2 の届出施設数                  |
|                              | （小児 1,000 人あたり）        | 0.010   | 0.025      | 0.005     | 0.000  | 0.032  | 0.000  | 0.031  | 0.014  | 0.000  |                 |                  |                                                        |
| 一般小児<br>地域小児<br>小児中核         | 院内トリアージを行っている医療機関数     | 1       | 67         | 1         | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 平成 24 年<br>1 月  | 診療報酬施設<br>基準（*5） | B001-2-2<br>地域連携小児夜間・休日診療料の院内トリアージ加算の届出施設数             |
|                              | （小児 1,000 人あたり）        | 0.003   | 0.004      | 0.005     | 0.000  | 0.000  | 0.000  | 0.000  | 0.000  | 0.000  |                 |                  |                                                        |
| 一般小児<br>地域小児<br>小児中核         | 特別児童扶養手当数              | 4,554   | 190,162    | —         | —      | —      | —      | —      | —      | —      | 平成 22 年<br>度    | 福祉行政報告<br>例      | 特別児童扶養手当受給者数                                           |
|                              | 障害児福祉手当交付数             | 1,663   | 65,369     | —         | —      | —      | —      | —      | —      | —      | 平成 22 年<br>度    | 福祉行政報告<br>例      | 障害児福祉手当受給者数                                            |
|                              | 身体障害者手帳交付数（18 歳未満）     | 2,067   | 107,296    | —         | —      | —      | —      | —      | —      | —      | 平成 22 年<br>度    | 福祉行政報告<br>例      | 身体障害者手帳交付台帳記載数（18 歳未満） 各都道府県計                          |
| 地域小児                         | N I C U を有する病院数        | 7       | 308        | 3         | 0      | 1      | 0      | 1      | 1      | 1      | 平成 23 年         | 医療施設調査           | 病院票（28）特殊診療設備で、NICU を有する施設数                            |
|                              | （小児 1,000 人あたり）        | 0.018   | 0.018      | 0.015     | 0.000  | 0.032  | 0.000  | 0.031  | 0.014  | 0.085  |                 |                  |                                                        |
|                              | N I C U の病床数           | 42      | 2,765      | 21        | 0      | 3      | 0      | 6      | 9      | 3      |                 |                  | 病院票（28）特殊診療設備で、NICU の病床数                               |
|                              | （小児 1,000 人あたり）        | 0.107   | 0.164      | 0.108     | 0.000  | 0.096  | 0.000  | 0.187  | 0.123  | 0.256  |                 |                  |                                                        |
| 小児中核                         | P I C U を有する病院数        | 0       | 32         | 0         | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 平成 23 年         | 医療施設調査           | 病院票（28）特殊診療設備で、PICU を有する施設数                            |
|                              | （小児 1,000 人あたり）        | 0.000   | 0.002      | 0.000     | 0.000  | 0.000  | 0.000  | 0.000  | 0.000  | 0.000  |                 |                  |                                                        |
|                              | P I C U の病床数           | 0       | 238        | 0         | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |                 |                  | 病院票（28）特殊診療設備で、PICU の病床数                               |
|                              | （小児 1,000 人あたり）        | 0.000   | 0.014      | 0.000     | 0.000  | 0.000  | 0.000  | 0.000  | 0.000  | 0.000  |                 |                  |                                                        |

### Ⅲ. 小児医療に係る医療連携体制を担う医療機関の公表について

現行の医療計画制度では、主要な疾病や事業について、必要な医療機能（目標、求められる体制など）および機能を担う医療機関・施設の名称を医療計画に記載し、住民や患者に分かりやすく公表することとなっているため、小児医療に係る医療連携体制を担う医療機関を県のホームページ上で公表するものである。

（調査方法）

上掲の「小児医療対策に求められる医療機能」に基づき、「【小児医療】に係る機能確認シート」を作

成し、平成 24 年 4 月現在、県内の小児科を標榜する病院および診療所に送付し、回答いただいた。

（公表内容）

ホームページの閲覧者は主に子どもを持つ保護者であり、子どもが急病になった時に調べることが想定されることから、情報が調べやすいよう、施設の名称のみではなく、住所や電話番号も掲載することとした。

また、一般小児医療を担う医療機関以外の、救急医療や専門医療を担う医療機関については、各施設のホームページにもリンクを張ることにより、より閲覧者の利便性を高めた掲載方法とした。

【ホームページ掲載医療機関の一覧】

| 二次保健医療圏 | 【一般小児医療】           |                                                   | 【地域を対象とした小児中核病院】                                                                                                                |                                          | 【全県を対象とした小児中核病院】                                  |                  |
|---------|--------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------|------------------|
|         | 一般小児医療             | 初期小児救急                                            | 小児専門医療                                                                                                                          | 入院を要する小児救急医療                             | 高度な小児専門医療                                         | 小児の救命救急医療        |
| 広島      |                    | 舟入病院<br>安佐市民病院                                    | 広島通信病院<br>広島市民病院<br>広島赤十字・原爆病院<br>舟入病院<br>広島記念病院<br>土谷総合病院<br>広島鉄道病院<br>広島大学病院<br>県立広島病院<br>福島生協病院<br>広島共立病院<br>安佐市民病院<br>マツダ病院 | 舟入病院                                     |                                                   |                  |
| 広島西     |                    | 広島西医療センター                                         | 広島西医療センター<br>JA 広島総合病院                                                                                                          | 広島西医療センター                                | 広島市民病院<br>広島大学病院<br>県立広島病院<br>広島西医療センター           |                  |
| 呉       | 地域の一般的な小児医療を行う医療機関 | 呉市医師会小児夜間救急センター<br>呉市医師会休日急患センター<br>中国労災病院呉医療センター | 中国労災病院<br>呉医療センター                                                                                                               | 中国労災病院<br>呉医療センター                        | 賀茂精神医療センター<br>広島県立障害者リハビリテーションセンター<br>障害児施設わかば療育園 | 広島大学病院<br>県立広島病院 |
| 広島中央    |                    | 東広島市休日診療所<br>竹原市休日診療所                             | 東広島医療センター<br>県立安芸津病院                                                                                                            | 東広島医療センター                                |                                                   |                  |
| 尾三      |                    | 尾道市夜間救急診療所<br>三原市医師会休日・夜間急患診療所                    | 三原赤十字病院<br>興生総合病院<br>尾道市立市民病院<br>尾道総合病院<br>公立世羅中央病院                                                                             | 尾道市民病院<br>JA 尾道総合病院                      |                                                   |                  |
| 福山・府中   |                    | 福山夜間小児診療所                                         | 福山医療センター<br>日本鋼管福山病院<br>福山市民病院<br>中国中央病院                                                                                        | 福山医療センター<br>日本鋼管福山病院<br>福山市民病院<br>中国中央病院 |                                                   |                  |
| 備北      |                    | 市立三次中央病院<br>庄原赤十字病院                               | 市立三次中央病院<br>庄原赤十字病院                                                                                                             | 市立三次中央病院<br>庄原赤十字病院                      |                                                   |                  |

詳細は県ホームページ（<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/renkei-syouni.html>）

広島県地域保健対策協議会 小児医療提供体制検討特別委員会

|     |       |                  |
|-----|-------|------------------|
| 委員長 | 小林 正夫 | 広島大学大学院医歯薬保健学研究院 |
| 委員  | 池田 政憲 | 福山医療センター         |
|     | 植岡 進次 | 福山地区消防組合消防局      |
|     | 上垣 良三 | 呉市消防局            |
|     | 岡野 里香 | 厚生連尾道総合病院        |
|     | 岡嶋 宏易 | J A広島総合病院        |
|     | 小野 厚  | 市立三次中央病院         |
|     | 亀澤 浩一 | 福山市保健部           |
|     | 川口 浩史 | 広島大学病院           |
|     | 桑原 正雄 | 広島県医師会           |
|     | 兒山 繁樹 | 備北地区消防組合消防本部     |
|     | 坂上 隆士 | 広島県健康福祉局医療政策課    |
|     | 阪谷 幸春 | 広島市健康福祉局保健部保健医療課 |
|     | 清水迫義基 | 東広島市福祉部          |
|     | 下田 浩子 | 東広島医療センター        |
|     | 田邊 明男 | 広島市こども療育センター     |
|     | 豊田 秀三 | 広島県医師会           |
|     | 林谷 道子 | 広島市立広島市民病院       |
|     | 檜谷 義美 | 広島県医師会           |
|     | 兵藤 純夫 | 広島市立舟入病院         |
|     | 福原 里恵 | 県立広島病院成育医療センター   |
|     | 宮河真一郎 | 呉医療センター・中国がんセンター |
|     | 安井 耕三 | 広島市立広島市民病院       |
|     | 山崎 昌弘 | 広島市消防局           |
|     | 渡邊 弘司 | 広島県医師会           |